地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会

「ある日突然裁判所から訴状とか呼出状といった書類が送られてきた。被告欄に私の氏名が書いてある。これは一大事だ。被告などという名称は悪い人の代名詞くらいに思っていたが、私自身にこの名称が冠せられようとは…。訴状よよれば、私が玄関のコンクリート工事を頼んだ左官さんからその工事代金を支払えというものだった。確かに工事は頼んだが､代金額や工事の仕上り具合など私にだって言い分は山程ある。悪いのは左官さんだ。不安と怒りでこの日はなかなか寝つかれなかった。翌日は仕事を休み、取り敢えず裁判所に行った。裁判所の玄関でウロウロしていると職員らしき人から声を掛けられた。事情を説明すると〇階の民事〇部に行くように言われた。行ってみると皆忙しそうで話しかけるのも憚られた。意を決して私はどうしたらよいのか質問したところ、呼出状に書いてある日までに答弁書を出すように言われた。私が聞きたかったのは、答弁書の形式ではなく、私の言い分をどのように適確に表現したらよいかだった。しかし、職員はあまり親切に教える訳にはいかないようだった。仕方なく自宅に帰り苦労して答弁書を書き上げて裁判所に出した。第一回目の裁判の日には空っ風の中朝早く自宅を出て指定された時刻の三十分も前に裁判所に着いた。受付で待合室はないか聞いたところ、ないという。仕方なく法廷の近くのベンチに座って待った。やがて廷吏さんに呼ばれて法廷に入ったが、同じ時刻にたくさんの裁判が入っているのに驚いた。私の順番が来て指示されるままに席に座った。意味不明の手続の後裁判官は、次の裁判の日は和解の話し合いをすると言って、その日はあっという間に終わってしまった。次の裁判の日は左官さんに私がいくら支払うかが話し合われた。私の言い分は裁判官に必ずしも理解されていない様だったが、このような所には二度と来たくないと思って裁判官の言う通りの金額を払うことにした。」

これに近い経験をしたり聞いたりしたことはありませんか。

司法制度改革審議会意見書（平成十三年六月）は、「裁判所運営に国民の健全な常議を反映させていくことは、裁判所に対する国民の理解と信頼を高め、司法の国民的基

盤を強化することにつながる。」として、従来からあった家庭裁判所委員会と同様の組織を地方裁判所にも設置することを提案した。即ち、裁判員制度が裁判に国民の健全な常識を反映すべく提案されたのに対し、裁判所運営に国民の健全な常識を反映させようというのである。ところが、従来の家庭裁判所委員会の実情は、委員の構成が宛職や名誉職的なもので、開催日数が年一回とされ（一九九七年以降は年一回も不要）、更に裁判所が積極的な諮問をしなかったなどの理由で、ほとんど機能していなかった。

そこで最高裁判所は、平成十五年四月二日地方裁判所委員会規則及び新家庭裁判所委員会規則を制定した。規則によれば、これらの委員会は地方裁判所・家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的とし、その所掌事務は地方（簡易）・家庭各裁判所の運営に関し、それぞれ地方・家庭裁判所の諮問に応じ、意見を述べることとなっている。また委員長は委員の互選により選任することとなっている。

規則制定以来約一年が経過し全国各地でこれらの委員会が設置されているが、その活動の実情は積極と消極に二分される。全国的にみて委員長には地方・家庭各裁判所長が就任しているが（諮問を求める側の代表者とする側の代表者とが同じというのは奇妙だと思うが）、裁判所側が積極的である地方においてはその活動は盛んであり、そうでない地方では逆である。

先に記した例に示されるように、国民が現在の裁判所の人的・物的設備とその運用について満足しているとは思えない。国民の裁判所に対する不満や希望を適格・迅速に吸い上げて裁判所運営に反映してこそこの制度を作った意味がある。

当地静岡地裁・静岡家裁にも昨年これらの委員会が設置された。裁判所がホームページを立ち上げるなどして積極的にこの制度を宣伝し、県民からパブリックコメントを求め、これを素材として委員会で議論するとか、議事や議事録を公開するなど工夫を凝らしてこの制度を育てて頂き度い。

【平成１６年５月５日　静岡新聞　朝刊　掲載】